

## 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

本年4月に実施された3年に1度の介護報酬の改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。国の改定理由は、厚生労働省が昨年11月に公表した「介護事業経営実態調査」の結果、訪問介護の利益率は7.8%で、全サービス平均の2.4%を大きく上回っていることとしています。この様に、国は、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを理由に挙げていますが、これはサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなどにサービスを提供するヘルパーが効率的に訪問できる事業所は、移動時間が短くロスがありません。こうした都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているのであり、1軒の訪問に車で15分近くの時間を要す地方などの事業所では、経費負担が多く利益率は低いのが実情です。

さらに、処遇改善加算の一本化や拡充でホームヘルパーの賃上げを行い、介護職員の報酬を0.98%引き上げ、基本報酬引き下げ分をカバーできるとしていますが、『時間給にすれば少額で、職員研修や職場環境改善などに加算費を使いたくても使えない。』『既に加算を受けている事業所は、報酬引き下げで減収となり、その他加算も算定要件が厳しすぎる。』『雇用保険料も増加するため差し引き赤字である。』との現場の声を聞きます。

介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで昨今の物価高騰や他産業の賃上げの進展などの影響をうけ、訪問介護の経営環境は一段と厳しくなり、小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基礎が崩壊する恐れがあります。すでに、23年の訪問介護事業所の倒産は67件と前年の50件から34%も増え過去最多を更新し、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

訪問介護は、特に人手不足が深刻です。ヘルパーの平均給与は、約320万円で常勤でも全産業平均を月額で約6万円も下回り人材確保が大変厳しい環境です。ヘルパーの有効求人倍率は22年度が15.5倍で、前回改定前の14.9倍から改善されていません。高齢者をできるだけ長く在宅で支えていくことが国の方針であったはずですが、訪問介護をもっと手厚くサポートしなければなりません。介護人材の確保は、ますます困難になるだけです。

以上の観点から、下記事項について求めます。

### 記

- 1 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣